

ひとが生き生きと暮らすための情報誌

び・よんど

Beyond gender

2020.8 VOL.48



みんなのでつくる
新しい日常



特集

どうしたらいいの? コロナ禍のいま～個人向け支援と相談窓口～

.....2・3・4

9月是水戸市男女平等参画推進月間です

「性的マイノリティ」を正しく知っていますかvol.1 ～17の人権課題～ 5

「水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)」を策定しました..... 6・7

さんかくデータ..... 8

男女共同参画都市宣言

美しい自然に恵まれ豊かな歴史を育んできた、わたしたちのまち水戸

わたしたちは、水戸のまちをさらに輝きあふれる明日へとつなぐため、「平等・創造・平和」を基本理念とし、男女がともにわがちあい、ともにつくる社会の実現に向け、水戸市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1 わたしたちは、ともに一人ひとりが尊重しあい、平等のもとに生き生きと暮らせるまち水戸をつくります。

1 わたしたちは、ともに自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、次の世代へとつなぐ豊かでゆとりのあるまち水戸をつくります。

1 わたしたちは、ともに地球環境を守り、世界へ向けて、友情と平和の輪を広げるまち水戸をつくります。

平成8年4月1日

水戸市

特集

どうしたらいいの？コロナ禍のいま

～ 個人向け支援と相談窓口 ～ (令和2年8月現在)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、私たちの生活環境も大きく変化しました。特に、女性の就業率が高いサービス業等が大きな打撃を受けるなど、深刻な雇用危機の懸念があるとともに、在宅ワークや外出自粛で家族の滞在時間が増えたことに伴い、新たな家事負担の増加も生じています。また、一部では、ストレス等による配偶者からの暴力（DV）の増加や深刻化が問題化しています。

今回は、新型コロナウイルスの影響にかかわる個人向け支援と相談窓口の一部を紹介します。問題を一人で抱えずに、各種の支援や相談窓口を利用してはいかがでしょうか。なお、掲載情報は感染状況等により変更となる場合がありますので、事前に電話等で確認してください。

生活に関する個人向け支援

日常生活における不安は、誰もが少なからず持っているものです。困ったときはお問い合わせください。

●コロナウイルスの影響による休業や減収で生活資金に不安がある

貸付	緊急小口資金 (休業による収入減少のある方)	貸付上限額／10万円(条件該当の場合20万円)以内 据置期間／1年 償還期限／2年以内	市社会福祉協議会 自立相談支援室 029-291-3941
貸付	総合支援資金 (収入減少や失業状態にある方)	貸付上限額(月額)／二人以上の複数世帯20万円以内 単身世帯15万円以内 貸付期間／原則3か月以内 据置期間／1年 償還期限／10年以内	

●コロナウイルスの影響による休業や減収で税金や料金の支払いが今は難しい、できないかもしれない

猶予	市税,各種料金の徴収猶予	猶予対象／市税, 国民健康保険税, 水道料金, 下水道使用料, 保育所利用者負担金など	市各担当課 (担当課が不明な場合) 新型コロナウイルス 感染症総合案内 029-306-7110
減免	市税,各種料金の減免	減免対象／国民健康保険税, 介護保険料	

●コロナウイルスの影響による離職や収入減少で家賃の支払いが今は難しい

貸付	住居確保給付金	給付額／家賃相当(世帯人数による上限あり) 支給期間／3か月(最長9か月) ※世帯収入及び預貯金等に基準額がある	市社会福祉協議会 自立相談支援室 029-291-3941
----	----------------	--	-------------------------------------

●子育て世帯に関する支援について

給付	ひとり親世帯臨時特別給付金	対象者／児童扶養手当を受けている方など 給付額／一世帯5万円, 第2子以降児童一人につき3万円など ※状況によって追加給付がある	市子ども課 029-232-9176
休業補償	小学校休業等対応支援金 (フリーランス向け)	助成対象／小学校の臨時休業などにより就業できなかった日数 助成額／1日当たり 4,100円(R2.2.27～3.31) 1日当たり 7,500円(R2.4.1～9.30)	学校等休業助成金・支援金,雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999



働くことに関する個人向け支援

新型コロナウイルスの影響による、解雇や雇い止めは、非正規労働者に多く、増加の傾向がみられます。働くことに関する悩みをお持ちの方は、まずは電話でご連絡ください。

●新型コロナウイルスの影響により事業主の指示で休業したが、休業手当を受け取ることができない

給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	対象者／事業主の指示により令和2年4月1日から9月30日の間に休業した方でさらに休業手当が受け取れない方 給付額／休業前賃金の8割 (日額上限11,000円)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
----	-------------------------	---	--

●新型コロナウイルスの影響により解雇や雇い止めにあった

相談	特別労働相談窓口	時間／8:30～17:15(土日祝日除く) 場所／水戸市宮町1-8-31-6階	茨城労働局雇用環境均等室 総合労働相談コーナー 029-277-8295
相談	新型コロナウイルス感染拡大に伴う派遣労働者特別相談窓口	時間／8:30～17:15(土日祝日除く) 場所／水戸市宮町1-8-31-7階	茨城労働局職業安定部需給調整事業室 029-224-6239

●新型コロナウイルスの影響により内定の取消、解雇や雇い止めにあった方への就職相談・職業紹介

相談	内定取消者等早期就職支援窓口	時間／9:00～19:00(月～金) 祝日除く 9:00～16:00(第2・4土) 場所／水戸市三の丸1-7-41	いばらき就職支援センター 029-300-1715
----	----------------	---	------------------------------

●新型コロナウイルスの影響による労働条件や解雇、賃金不払いなどの労働問題について

相談	いばらき労働相談センター労働相談窓口	時間／9:00～19:00(月～金) 祝日除く 9:00～15:00(第2・4土) 場所／水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階 メール／ rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp	いばらき労働相談センター 029-233-1560
----	--------------------	--	------------------------------

●新型コロナウイルスの影響によりパワハラやセクハラにあった

相談	特別労働相談窓口	時間／8:30～17:15(土日祝日除く) 場所／水戸市宮町1-8-31-6階	茨城労働局雇用環境均等室 総合労働相談コーナー 029-277-8295
相談	いばらき労働相談センター労働相談窓口	時間／9:00～19:00(月～金) 祝日除く 9:00～15:00(第2・4土) 場所／水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階 メール／ rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp	いばらき労働相談センター 029-233-1560

●働いている妊産婦の方は

案内	職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について	厚生労働省では、職場における妊娠中の方への配慮や助成金について働く妊婦や事業主向けに案内をしています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html
----	--------------------------	--

DVなど暴力に対する相談

職場の休業等による生活不安や、外出自粛によるストレスから「コロナ DV」などと呼ばれる配偶者からの暴力が増加し、また深刻化することが懸念されています。

DVは、重大な人権侵害であり、いかなる状況であっても決して許されるものではありません。一人で悩まず、相談窓口にご相談しましょう。

また、暴力を受けている当事者は、誰にも相談できずに一人で悩んでいる人も多く、周りの人が気づいてあげることも大切です。「もしかしたら」と思ったら、相談窓口にご連絡ください。

暴力の形態とは

身体的暴力

殴る、蹴る、ものを投げつける など

精神的暴力

大声で怒鳴る、人格を否定するような暴言、無視 など

性的暴力

嫌がっているのに性行為を強要、中絶強要や避妊に協力しない など

経済的暴力

生活費など金銭的な自由を与えない、外で働くことを禁止する など

社会的暴力

行動の監視、外出の制限、実家や友人との付き合い制限 など

●DVの相談をどこにしてよいのかわからない

DV相談ナビ

最寄りの DV 相談支援センター(市や県の相談窓口)に電話をつなぎます。
DV相談ナビダイヤル/0570-0-55210

●いろいろな方法でDVの相談ができます

DV相談+(プラス)

24 時間電話相談/0120-279-889
SNS(チャット)相談/12:00~22:00
メール相談/24時間受付
※SNS相談,メール相談は,DV相談+(プラス)ホームページ(<https://soudanplus.jp>)からアクセスしてください

●水戸市内のDV相談窓口

水戸市子ども課 (水戸市配偶者暴力相談支援センター)	電話/029-232-9111 時間/8:30~17:15(月~金) 祝日, 年末年始除く
茨城県女性相談センター (茨城県配偶者暴力相談支援センター)	電話/029-221-4166 時間/9:00~21:00(月~金) 9:00~17:00(土日・祝日) 年末年始除く
茨城県警察本部 女性専用相談電話	女性警察官(女性安心パートナー)が対応します。 電話/029-301-8107 時間/24時間受付

私たちは新型コロナウイルス感染症を想定した生活スタイルに変えていかなければなりません。自身や周りの方、そして地域を感染症拡大から守るため、皆さん一人一人の協力と努力で新しい生活スタイルを確立していきましょう。水戸市のホームページでも、支援の相談窓口を紹介しています。ぜひご覧ください。

水戸市ホームページ

コロナ支援策

検索

9月は水戸市男女平等参画推進月間です

水戸市では、平成17年度から毎年9月を男女平等参画推進月間と定め、広く市民や事業者の皆さんの理解と関心を深めるための取組をしています。今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年開催しているヒューマンライフシンポジウムや市民企画講座は中止となりました。

そこで男女平等参画社会の実現をイメージする「標語」と「家事を楽しむ男性」または「女性が少ない分野でがんばる女性」をテーマとする「写真」の募集を9月に行います。皆さんの御応募お待ちしております。

令和元年度 最優秀標語作品

「**ぼくの考え わたしの考え 二つが合わさり 新たな発見**」

令和元年度 写真コンテスト入賞作品



最優秀

「山場を越えて」



優秀

「たまには俺が」



優秀

「まかせて」

「性的マイノリティ」を正しく知っていますか vol.1 ～17の人権課題～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染した方や医療に従事している方、またその家族、外国から帰国された方などが差別や偏見を受けることがありました。差別や偏見は、社会の分断を生み、時には生きる希望を失わせ、命にかかわることがあり、それらは「人権」に関わってきます。

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。だれにとっても身近で大切なもので、違いを認め合う心によって守られるものです。現在国内では、17の主な人権課題が取りあげられています。

女 性	子 ども	高 齢 者	障害のある人	同和問題
アイヌの人々	外国人	HIV感染者 ハンセン病患者等	刑を終えて 出所した人	犯罪被害者等
インターネット による人権侵害	ホームレス	性的指向	性自認	北朝鮮当局によって 拉致された被害者等
人身取引 (トラフィッキング)	東日本大震災に 起因する人権問題			

(法務省人権擁護局：啓発冊子「人権の擁護」より)

性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現には、多様性と人権の受容と尊重、一人一人を大切に、互いを思いやることが大切です。

今後情報誌びよんどでは、男女平等参画の視点から、上記にもある**性的指向**、**性自認**など、いわゆる「**性的マイノリティ**」について、広く皆さんにお知らせをしていきます。

「水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)」を策定しました

水戸市では、性別にかかわらず、市民一人一人が自らの意思であらゆる分野に参画し、個性や能力を十分に発揮できる男女平等参画社会を目指し、「水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)」を策定しました。

この計画は、EBPM（証拠に基づく政策立案）の視点を大切に、データや当事者の声を基に、可能な限り「課題は何か」「問題解決のためどのような施策が必要か」を明確にしました。今回は計画の主な内容を御紹介します。

目指す姿 認めあい 助けあい 一人一人が輝く 男女平等参画のまち・みと

基本方針1 働く場での女性の活躍の推進

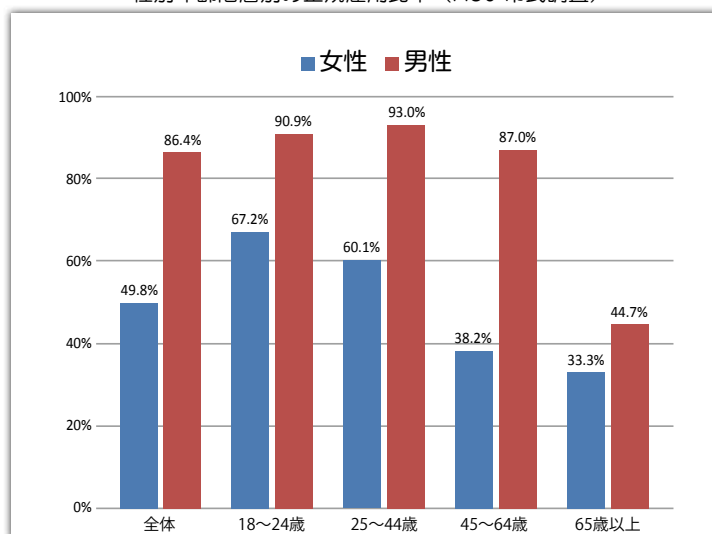
現状と課題

女性は、男性に比べ、非正規雇用の割合が高く、水戸市の場合、推計で3,100人の女性が「正規雇用がなかったから非正規雇用で働いている」という「不本意」非正規雇用です。

《主な取組》

- 非正規雇用と正規雇用の転換制度導入の促進を図ります。

性別年齢階層別の正規雇用比率（H30 市民調査）



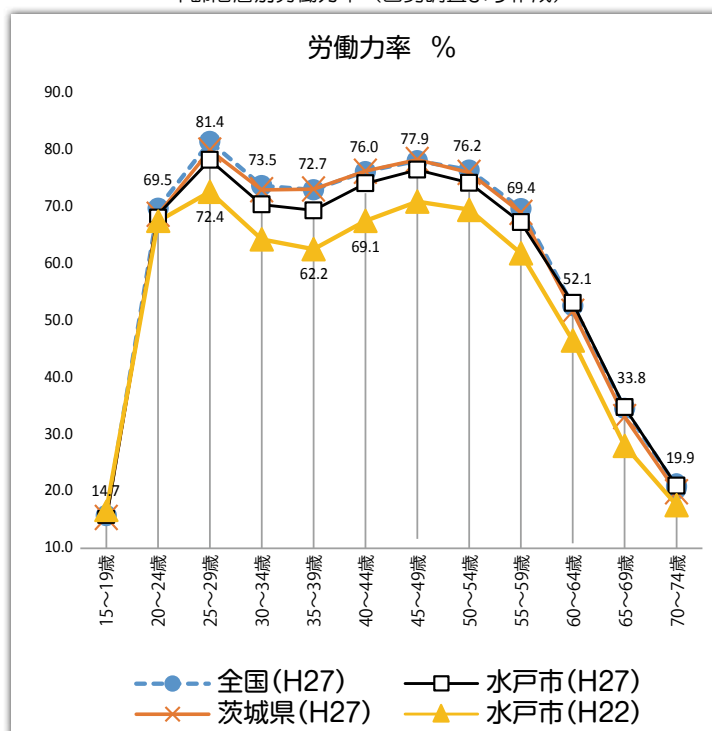
現状と課題

女性の労働力率は、おおむね子育て期にいったん下がり、その時期を境に、女性の正規雇用比率も下がっています。非正社員や規模が小さい事業者の従業者は、育児休業制度など、仕事と子育ての両立制度を利用していない割合が高くなっています。

《主な取組》

- 従業者の権利に関わる制度等について、中小規模の事業者の理解促進を強化します。
- 働きながら子どもを安心して育てられる環境の確保や、女性の起業への支援をします。

年齢階層別労働力率（国勢調査より作成）



基本方針2 性別にかかわらず人権が尊重される社会の構築

現状と課題

身体的暴力だけでなく、恐怖心を与えることや束縛することもDVだという認識を持たない人が多くいます。

女性は、経済的な理由からDVの状況から抜け出せない割合が、男性よりも高くなっています。

《主な取組》

- 市民へ、どのような行為がDVにあたるかについて周知を図るほか、被害者の保護と自立支援に向けた体制の強化を図ります。

現状と課題

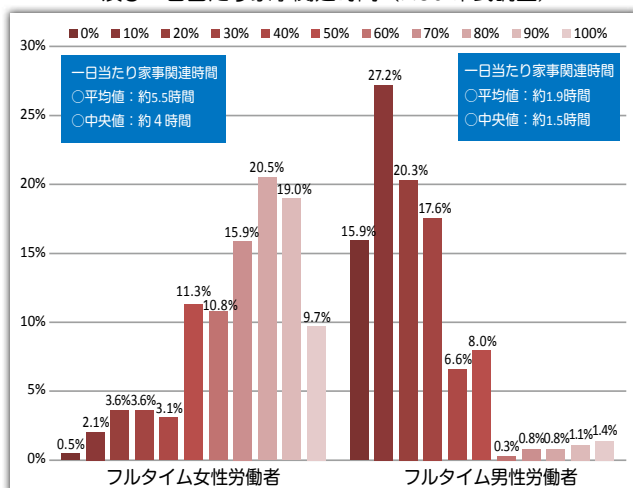
性的マイノリティの方は、周りの理解不足から、社会の様々な場面で生きづらさをかかえています。

《主な取組》

- 市民や事業者への啓発、市の行政サービスにおける対応の推進、学校における理解や対応の推進を図ります。

基本方針3 男女平等参画社会の実現に向けた環境の整備

男女の家庭での家事・育児・介護分担度及び一日当たり家事関連時間（H30 市民調査）



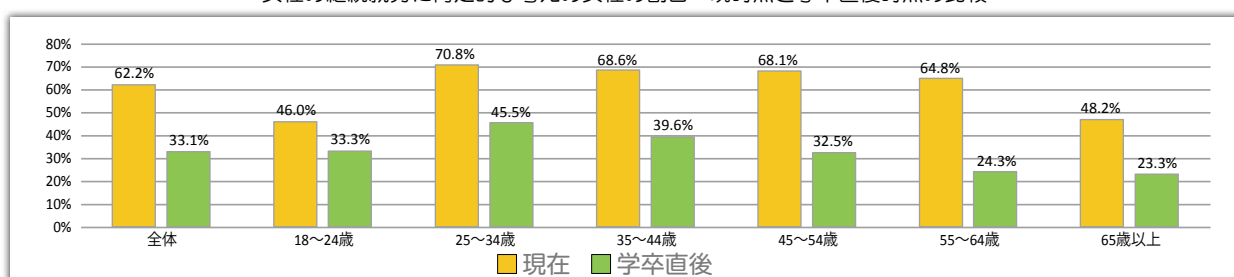
現状と課題

フルタイムで働く男女においても女性の負担がはるかに重くなっている状況があります。

《主な取組》

- 男女間の意識による偏り、現状、影響を把握するジェンダー統計の活用と充実を図ります。
- 男性の家事、育児、介護への参加促進を図ります。

女性の継続就労に肯定的な考えの女性の割合 現時点と学卒直後時点の比較



現状と課題

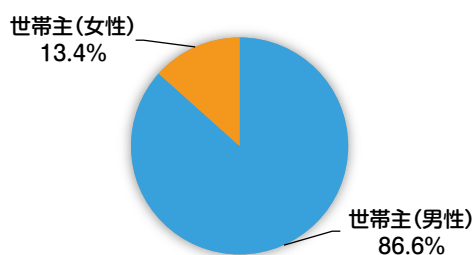
「女性は子どもができて働ける方がよい」の割合は、どの年齢層でも、学卒直後より現在の方が高くなっています。人生の選択時と、その後とで考えが異なる可能性があります。

《主な取組》

- 学校や事業者と連携し、仕事と家庭の両立に関する体験機会や情報の提供を図ります。

(図1)

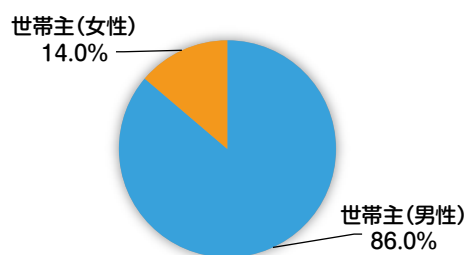
2人以上で暮らす世帯の世帯主の性別割合 (全国)



平成27年 国勢調査より作成

(図3)

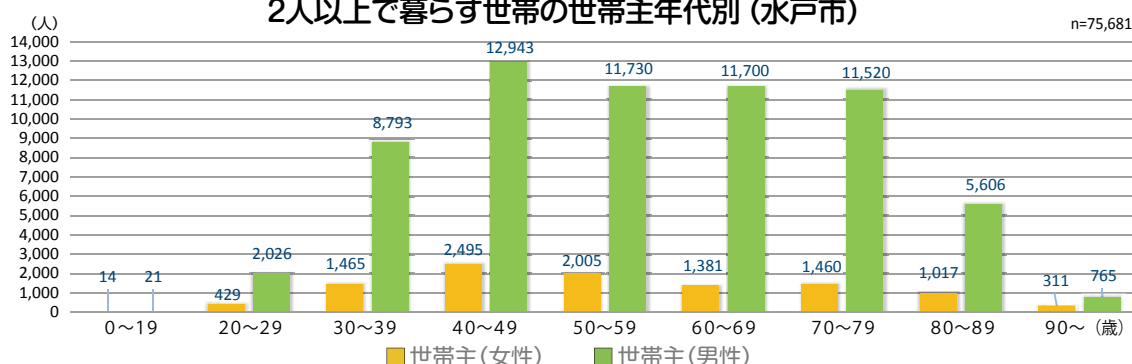
2人以上で暮らす世帯の世帯主の性別割合 (水戸市)



水戸市作成 (令和2年7月1日現在)

(図2)

2人以上で暮らす世帯の世帯主年代別 (水戸市)



水戸市作成 (令和2年7月1日現在)

世帯主とは、一つの住民票のなかに記載されている世帯の代表者で、主に世帯の生計を担っている人といわれます。単身世帯は、本人が世帯主となりますが、2人以上で暮らす世帯の場合、世帯主の男女の割合はどのようになっているのでしょうか。平成27年国勢調査では、男性が86.6%、女性が13.4%となっています(図1)。同時期の水戸市の世帯主も男性が86.2%、女性が13.8%で国と大きく違いはありませんでした。世帯主を年代別に見ると、どの世代も、世帯主は男性が多いことが分かります(図2)。最新の水戸市のデータでは、男性が86.0%、女性が14.0%となり(図3)、女性の世帯主がわずかに増えているものの、性別からくる思い込みの意識により、世帯主は男性という考えが、あまり変化していないのかもしれませんが。

男女平等参画社会推進のために・・・

■男女平等参画を阻害する相談

男女平等参画の権利、もしくは人権を侵害された、社会的な慣行等により差別を受けたなど男女平等参画を阻害する問題の相談に応じます。

日時/月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
相談専用電話/029-233-7830

■男女平等参画推進委員会

男女平等参画社会の推進のために設置された、市民・事業者・学識経験者から構成される委員会です。総合的な施策と重要事項を調査審議します。

■性的マイノリティに関する相談

臨床心理士の専門相談員が、性自認(心の性)や性的指向(好きになる性)、心と身体の性別の不一致に関する悩みに寄り添います。

<電話相談> 日時/毎月第2水曜日午後6時～午後8時
相談専用電話/029-233-7830

<メール相談> 日時/随時(24時間受付しますが、返信には約2、3日～1週間お時間をいただきます。)

メール相談受付専用 URL <https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/>

■男女平等参画苦情処理委員会

男女平等参画に関する苦情の申し出を、公平・中立な立場に立って調査し、解決を図っていきます。詳細は、水戸市男女平等参画課までお問い合わせください。

編集後記

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は大きく変化することになりました。新型コロナウイルスとどう向き合っていたらよいのかを考える時間が増えました。自分に出来ることは、基本的な手洗いとうがいを行ない、3密を避け、手作りマスクに強い精神力で、いつものように明るくそして前向きでいることだと信じ、日々を過ごしています。(Y)

発行 日/令和2年8月 発行/水戸市
編集 集/男女平等参画課
〒310-0063 水戸市五軒町1丁目2番12号
みと文化交流プラザ5F
TEL 029-226-3161 FAX 029-226-3162
ホームページ/ <http://www.city.mito.lg.jp>
印刷 刷/関東印刷株式会社